「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（案）」に対する市民意見の内容及び市の考え方

「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（案）」に対して貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

いただいたご意見と、それに対する市の考え方を公表します。

なお、ご意見のうち、内容について趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、原文を一部要約または分割して掲載していますので、ご了承ください。

平成 21 年　3 月

名　古　屋　市

【募集結果】

１　意見募集期間　　平成 20 年 12 月 5 日（金）～平成 21 年 1 月 9 日（金）

２　意見提出状況

（１）意見提出者数　　２７人

（２）意見総数　　９７件

	女　性	男　性	合　計
意見提出者数（人）	２２	５	２７

	２０代	３０代	４０代	５０代	６０代	７０代	不明	合計
意見提出者数（人）	１	３	１３	５	２	１	２	２７

３　意見提出方法

郵　送	ＦＡＸ	電子メール	持　参	合　計
１６人	５人	６人	０人	２７人

【意見の内訳】

Ⅰ　基本計画策定にあたって（１２件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ「基本方向１　総合的な推進体制づくり」（１３件）

１　推進体制について（４件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

２　関係機関・団体の連携について（９件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

Ⅲ「基本方向２　ＤＶ防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり」（１９件）

１　男性へのはたらきかけについて（３件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

２　「デートＤＶ」など若年者への防止教育について（５件）・・・・・・・・・・ 5

３　広報・啓発について（６件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

４　通報について（２件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

５　調査研究について（３件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

Ⅳ「基本方向３　ＤＶ被害者への切れ目のない支援体制づくり」（３９件）
１　切れ目のない支援体制について（５件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
２　相談体制について（６件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
３　住民票などの支援情報について（２件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
４　保護体制について（５件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
５　住まいの支援について（９件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
６　就業支援について（１件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
７　経済的支援について（２件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
８　こころとからだへの支援について（２件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
９　子どもへの支援について（３件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
１０　外国籍被害者、高齢の被害者、障害のある被害者の支援について（４件）・15

Ⅴ「基本方向４　二次的被害を起こさない支援体制づくり」（１２件）
１　研修について（９件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
２　支援者の安全について（１件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
３　苦情処理について（２件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

Ⅵ　その他の意見（２件）
１　その他について（２件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

《寄せられた主な意見と本市の考え方》

Ⅰ　基本計画策定にあたって　　１２件

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○ＤＶのない社会をめざすという理念を持って基本計画を推進してほしい。 ○この地域でのトップリーダーである名古屋市のＤＶ被害者支援基本計画が、しっかりと力強さを感じられた。 ○名古屋市が、全国の市町村に影響を与えることを期待する。（２）	○「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の目的に沿って、ＤＶ被害者とその子ども・親族の安心と安全に配慮した総合的なＤＶ対策を積極的に推進していきます。
○当事者の参画や意見尊重など、当事者の声を聞き、じっくり検討してほしい。（２）	○計画策定にあたり、「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画検討会議」において検討するとともに、ＤＶ被害者及び家族・友人から意見を募集しました。あわせて関係機関・団体に意見を求めるとともにヒアリングを行いました。今般のパブリック・コメントでのご意見も含め、今後も、ＤＶ被害者やその家族など当事者の意見を尊重した取り組みを進めていきます。
○ＤＶは本来家庭内の問題である。行政が家庭内の問題に介入してどれだけ問題解決できるか疑問である。	○ＤＶは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの視点から、行政が支援する必要があると考えています。
○全体的に「計画」として掲げるには具体性に欠けている。施策がどのように実行されていくのか、わかりにくい。（４） ○確実な施策実行のために、進捗や効果が測定できるような実施計画の策定が必要ではないか。	○この計画に基づく施策については、国や県の関係機関及び民間団体等と連携を図りながら、全庁的な推進体制のなかで実施していきます。施策の実施状況は、毎年公表して効果や成果を確認できるようにします。

Ⅱ　基本方向１

「総合的な推進体制づくり」　１３件

１　推進体制について　（4件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○条例に基づいて男女共同参画の視点を盛り込んだスタンスを明記していることは、社会全体でのＤＶ根絶・被害者支援体制を進めていく上での重要な視点として評価できる。	○ＤＶの背景には、性別にもとづく固定的な役割分担意識や、男女の賃金の違いなどの社会的な要因があります。本市はこれまでも、「名古屋市男女平等参画推進協議会」及び「名古屋市『女性に対する暴力（ドメステイック・バイオレンス）』防止対策関係機関連絡会議」「名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議」等において関係機関・団体の緊密な連携を図ってきました。今後も、計画の効果的な推進のために、庁内の推進体制を整備するとともに、民間団体や市民の協力を得て、着実に計画を実施していきます。
○ＤＶ対策事業の検証、評価をしてほしい、誰が評価したかも明らかにしてほしい。 ○名古屋市の配偶者暴力相談支援センターの充実のために、関係機関との調整役を果たせる人材を確保してほしい。	○計画に基づく施策の実施による効果や成果は、適切に検証し施策の実施に生かしていきます。また、支援体制を整備するために配偶者暴力相談支援センターの充実を図ります。
○支援現場の人たちによる情報交換、ケース検討会などを定期的に開催してほしい。	○支援現場の人たちによる情報交換、ケース検討会などによって、お互いの活動の内容を理解し連携を深めていくことは大切なことと考えています。支援現場を意識した関係機関・団体の連携を進めていきます。

2　関係機関･団体の連携について　　（9件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○総合的な体制づくりのために、国、県、地方公共団体、さらに民間の支援団体との連携を充実してほしい。（５） ○ＤＶの先進他県市（鳥取、北海道）にも、学んでほしい。 ○民間団体の取組のノウハウを活用してほしい。	○本市は平成１３年にＤＶ防止対策についての情報交換等を目的に、「名古屋市『女性に対する暴力（ドメステイック・バイオレンス）』防止対策関係機関連絡会議」を設置し、国や県の機関及び民間団体との連携を図ってきました。今後も、配偶者暴力相談支援センターの調整機能の強化を図り、さらに連携をすすめ、官民協働によるＤＶ対策に取り組んでいきます。
○民間団体への財政的な支援をしてほしい。（２）	○本市は民間団体への財政的支援として、平成１３年から、民間シェルターを運営する団体に家賃補助を行っております。今後も、経済的支援のあり方を含め、どのような協働がより効果的なのか、検討してまいりたいと考えています。

Ⅲ　基本方向２

「ＤＶ防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり」　１９件

１　男性へのはたらきかけについて　　（3件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○ＤＶ被害者に対する支援体制だけでなく、再発防止のために加害者が自覚することができるようなシステムが必要である。	○暴力を許さない地域社会をつくっていくためには、広く市民向けの広報や啓発策を充実させるとともに、現に被害を受けている人の救済・支援にとどまらず、多様なＤＶ防止策に取り組んでいく必要があります。
○成長期に植え付けられた「男らしく」意識のなかには、ＤＶにつながりかねない意識もある。暴力を許さない社会をつくるためには、男女平等・共同の社会を進めること、とりわけ弱い立場の性への配慮が必要である。 ○子ども時代に虐待を受けた人がすべて、ＤＶの加害者になるわけではない。	○家族とのよりよい関係づくりに悩み、援助を求める男性も少なくありませんので、男性に対しても、暴力によらないパートナーとの関係づくりなど、ＤＶ防止の重要さを働きかける取り組みを進めていきます。

2 「デートＤＶ」など若年者への防止教育について　　（5件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○「若い世代に対する暴力の防止の取り組みは、将来のＤＶや長期にわたるＤＶを防止するためにも重要な課題です。」としながら、施策の方向は「ＤＶ防止策として男性へのはたらきかけに取り組みます」となっている。どのようなはたらきかけをしようと考えているのかわからない。 ○若年層を対象とした「デートＤＶ」を含めたＤＶ防止教育はＤＶ根絶への確実な対策である。教育委員会との連携を明記の上、徹底して欲しい。（３）	○若い世代に対する暴力防止の取り組みは、将来のＤＶ防止のためにも、重要な課題であると考えています。教育委員会等の関係機関と連携して「デートＤＶ」防止教育や学校における人権教育を進めるとともに、支援機関などの情報提供や相談の実施にも取り組んでいきます。
○若年層のＤＶにどのように対応するか、マニュアル作りも必要である。	○「デートＤＶ」の実態を把握するアンケートを名古屋市男女平等参画推進センターが平成 20 年度に実施しました。この結果を若年層のＤＶ予防のための施策に反映させていきたいと考えています。

3 広報･啓発について　　（6件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○暴力という力を使って支配しコントロールすることが重大な人権侵害であることを、明確に示してほしい。（２） ○ＤＶ被害者が自分から支援を求めるのはむずかしい。多くの市民が「ＤＶを許さない」と意識できるような広報・啓発活動を進めてほしい。（３）	○「ＤＶは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」「被害者は、自らの意思に基づき、安心・安全な生活を営む権利がある」「被害者は、国籍・年齢・障害の有無にかかわらず支援を受ける権利がある」等の基本的な視点に基づき計画を策定、広報・啓発を進めていきます。

○啓発のためのポスター、チラシは、ＤＶにもともと関心のある人が出入りするような施設に設置するのではなく、もっと多くの人が知ることができるような方法を考えてほしい。	○現に被害を受けている方だけでなく、広く市民向けのＤＶ防止のための広報・啓発を充実させていきます。

4　通報について　　（2件）

市民意見	市の考え方
○「一般人からの通報」がスムーズにできるように、広報や通報を受ける体制を整えてほしい。	○ＤＶは、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であるうえ、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等さまざまな理由から支援を求めることをためらいがちです。ＤＶ被害の早期発見と早期対応のために、医療関係者などの関係機関・団体と緊密な連携を進めます。「一般人からの通報」についても、通報先などの周知に努めていきます。
○ＤＶについては、まず第一に医療機関が発見する可能性が高い。重点目標７の「施策の方向」は、「医療関係者との連携」が、一番最初にあるべきである。「医療関係者へのＤＶ問題周知」も、重点目標７の「施策の方向」に入れるべきである。	○ＤＶ被害者にとって、医療機関は身近な相談機関のひとつです。医療関係者との連携は重要な課題であり、連携を推進するなかでＤＶ問題の周知について充実させていきます。なお、その趣旨がより明確になるよう記載場所を一部修正しました。

5　調査研究について　　（3件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○ＤＶの要因についての研究や、環境改善の取り組みも必要である。 ○若年層のＤＶについて、学生への対応策の研究も必要である。 ○親密な関係の新しいモデルが提示できるような取り組みを望む。	○「ＤＶ防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり」のためには、デートＤＶも含めてＤＶ問題に関する現状把握及び現状分析等の調査研究が必要です。本市はこれまでもＤＶ問題を男女平等施策についての調査などで取り組んできました。今後も、男女平等参画推進にかかる基礎的な調査・研究や、ＤＶ被害者の自立支援策につながるような調査・研究を進めていきます。

Ⅳ 基本方向３

「ＤＶ被害者への切れ目のない支援体制づくり」　３９件

１ 切れ目のない支援体制について　（5件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○公的機関における、住居、生活費、心のケアなどの援助に不安を感じると、危険とわかっている加害者のもとでさえも、戻っていってしまうこともある。（２） ○ＤＶ被害に遭ってから、７年以上が経過し、生活は安定しつつある。しかし、加害者への恐怖は決して消え去ることはない。「ＤＶ被害者への切れ目のない継続的な支援体制づくり」を望む。 ○施設を出てからも助けてほしい事は、たくさんある。団地に入ってから調子が悪くなった友人も何人かいる。 ○被害当事者が孤立しないための具体策を、現場把握に基づき、計画に反映してほしい。	○ＤＶ被害者の多くは孤立し、将来への不安を抱えています。繰り返される暴力のなかで、加害者による心理的コントロールや追及の恐怖、将来への不安等のために、被害者がもとの（夫などの）家に戻ることもあります。このようなＤＶ被害の特性を十分に認識し、地域で自立生活を始めた被害者とその子どもを継続して精神的に支え、安全への配慮をしながらその意思と選択を尊重し、被害者を孤立させない切れ目のない支援体制を整備します。

2　相談体制について　　（6件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○ＤＶ被害者がたらい回しにならないよう、最初の窓口となる職員の対応は重要である。連携ができていれば、すみやかに対応できる。被害者が相談しやすい体制づくりを望む。（３） ○被害者が「何度も暴力の経過を話さなければならない」という事態を回避する方法を考えてほしい。	○ＤＶ被害は、なかなか言葉にしづらく、相談しにくいものです。相談しやすい体制づくりに向けて、相談窓口や相談機関等の広報を充実するとともに、被害者が安心して相談できる女性福祉相談員等の相談担当者への研修の充実を図り、たらい回しなどの二次的被害の防止に努めていきます。 ○子育ての悩みなど子どもについての相談の背後に、ＤＶ被害が隠されていることもあります。どこの部署に相談しても相談員等につなげることができるように、関係機関・団体の連携を進めていきます。
○「名古屋市ＤＶ被害者相談共通シート」は、被害者のプライバシーと安全確保だけではなく、ワンストップサービスによるより円滑な支援が可能になり、また各部署で同じことを何度も聞くということがなくなり、二次的被害の可能性も軽減されると考えられる。共通シートの利点をより深くうたってはどうか。 ○区に配置されている女性福祉相談員と配偶者暴力相談支援センターの連携を充実させてほしい。	○平成１９年度に、関係機関・団体の円滑な連携を推進することと、「何度も暴力の経過を話さなくてはならない」という被害者の負担を軽減することを目的に、「名古屋市ＤＶ相談共通シート」を作成しています。今後も「名古屋市ＤＶ相談共通シート」の活用と合わせて、配偶者暴力相談支援センターと女性福祉相談員等関係者の連携強化に努めていきます。

3　住民票などの支援情報について　　（2件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○ＤＶなどで施設に保護され住民票が移動できないために、住民登録を削除されないか不安である。住民票を移動できないために、福祉の支援が受けられない事がある。 ○職員にとっては周知の事柄でも、被害者にとっては全てが初めての事である。手続きや利用できる制度などについて、きちんと説明してほしい。制度一覧がほしい。例えば、住民票の閲覧制限は、私は知らなかった。教えてほしかった。	○ＤＶ加害者が住民基本台帳の閲覧等の制度を利用して、不当にＤＶ被害者の住所を探索することを防止するため、ＤＶ被害者の申出に基づき、住民基本台帳の閲覧等を制限する住民基本台帳法の制度があり、本市においても適切な運用をしております。 ○相談窓口や相談機関において、支援制度の周知に努めていきたいと考えています。

4　保護体制について　　（5件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○大規模人口をかかえる都市として、名古屋市独自のシェルター施設完備が望まれる。（４） ○ＤＶの被害者が、いつでも逃げ込めて安心できる場所が各市町村に必要である。	○配偶者暴力防止法上は、ＤＶ被害者の一時保護は、婦人相談所（愛知県女性相談センター）の業務となっています。 本市は婦人相談所において一時保護ができない場合について、平成１１年度から市内の保護施設にて、緊急保護を行ってきました。平成１９年度からは、一時保護がおこなわれるまで避難場所を提供する緊急宿泊事業を行い、支援策をさらに充実させています。今後も、安心して利用できる環境を整備していきたいと考えます。

5　住まいの支援について　　（9件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○母子生活支援施設退所者向けの市営住宅のあっせんは、ＤＶ被害者の自立に貢献している。 ○緊急一時保護期間は短く、そこから住まいを見つけることは大変困難である。 ○「安定的な住まいへの支援」のためには、退所者向けあっせん住宅の数を増やしたり、随時入居が可能なＤＶ特別入居枠を作るなどの具体的な計画が必要である。	○市営住宅への応募倍率は、近年では２０倍を超えています。その中で、ＤＶ被害者等の方々に対しては、優先入居枠を確保するとともに、一時的な目的外使用も実施しています。
○国のあんしん賃貸事業など積極的に活用できるようにしてほしい。市が率先して情報提供をしてほしい。 ○ＤＶで傷ついた子どもにとって、何度も転校することは、大きな心理的負担となる。ＤＶ被害を相談した区から申し込むことができる住宅があると、子どもに余分な転校をさせずに自立が可能になる。	○国のあんしん賃貸支援事業につきましては、本市におきましても既に取り組んでおり、平成２１年１月５日より、子育て世帯ということを理由に入居を拒否しない民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）に関する情報提供を栄「住まいの相談コーナー」において行っています。
○母子生活支援施設は、ＤＶ被害者にとってステップハウスの役割を果たしている。母子生活支援施設との連携、機能充実を基本計画の中に盛り込んでほしい。（４）	○母子生活支援施設は、ＤＶ被害者にとって、重要な役割を果たしています。生活支援や退所後のアフターケアなどさまざまな取り組みを行っています。今後も連携を深めていきます。

6　就業支援について　　（1件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○「企業等と連携した就業支援」を実際に行うのは難しいのではないか。具体的な支援策が既にあるのであれば、それを基本計画で明確にしてほしい。	○ＤＶ被害者は、遠方に避難していたり、親族等と連絡をとることができない等のために、就職の際の保証人がみつからなかったり、避難先に住民票を移せない等の問題があります。ＤＶ被害者の現状を企業にご理解いただき、就業支援にご協力いただけるような連携について検討していきたいと考えています。

7　経済的支援について　　（2件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○精神的、経済的に安定し自力で仕事に就き、生活が軌道にのるまでは、住まいと生活費の援助を、期限を切らずに支給して欲しい。 ○お金を持ち出せないＤＶ被害者も多い。生活が落ち着くまで３年くらい猶予のある貸付制度を整備してほしい	○区役所（社会福祉事務所）では、生活保護などの生活相談に応じています。精神的、経済的に不安定なため自力で仕事に就けず、生活に困窮する方で、資産などの一定の要件を満たす場合は、生活保護を受けることができます。生活保護には、期限の定めはありませんが、生活保護を受けている方は能力に応じて働くなど、自ら生活の維持向上に努めていただき将来の自立を目指していただけるように、必要な支援を行っています。

8　こころとからだの支援について　　（2件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○「被害者を孤立させない支援体制整備」の流れの中で、母子生活支援施設を被害者の生活再建拠点としてハード面だけでなくソフト面でも活用していく方向を打ち出して欲しい。男女平等参画推進センターと連携して精神的支援体制を充実させたり、施設退所後もフォローアップのための事業に参加できるようにするなどが考えられる。単身の被害者も同様の支援資源が使えるようにしてほしい。	○ＤＶ被害者は、一時保護所や母子生活支援施設の退所後も、将来への不安や孤立感、追跡の恐怖などのさまざまな困難に直面しますが、援助者が身近にいないために支援を求めにくい現状があります。支援体制として、ＤＶ被害者（含：単身者）を支える、見守り・同行支援事業を計画に盛り込むほか、ＤＶ被害者とその子どもを精神的に支え、早期に問題に対処できるように親子支援プログラムの開発に取り組むことを合わせて計画に盛り込みます。
○加害者から逃れても、恐怖との戦いで、心の傷が深く安眠できず、苦しんだり、フラッシュバックが起きたりする。心のケアのために、カウンセラーや医師など専門の方々の力が必要である。	○ＤＶが心身に与える影響を十分に認識し、医療機関等と連携して、ＤＶ被害者の精神的支援の充実を図っていきます。

9　子どもへの支援について　　（3件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○ＤＶにさらされた子どもへの回復プログラムも必要である。アメリカでは１９８０年代から始まっている。（２）	○「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもが同居する家庭において、ＤＶなど子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待（心理的虐待）にあたると明記されています。 ○児童福祉センター等の関係機関・団体と連携して、親子支援プログラムを実施するなど子どもへの支援の充実を図っていきます。

○公立中学でも制服が学校ごとに異なるため、制服を何度も買いなおさなくてはならず、金銭的負担が大きい。公立高校を受験する場合、住居地の市内でしか受験できないので、子どもも不満を感じている。	○制服につきましては、各学校が、教育方針や生徒の実態等を踏まえ、教育的見地に立って主体的に決めています。経済的な負担軽減のためには、就学援助などを行っています。 ○公立高校の普通科については、県内に２つの学区があり、尾張地区・三河地区それぞれの居住地に応じて、志望すべき学区が決まりますが、職業科につきましては、全県の高校を受検することができます。また、転居等のやむを得ない事情のために、学区外の公立高校へ入学を受検することができる場合もあります。

１０　外国籍被害者、高齢の被害者、障害のある被害者の支援について（4件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○外国籍のＤＶ被害者には、通訳が必要である。トリオフォンや語学ボランティアによる通訳は対応しにくい。気持ちを話せるような自国語での通訳養成と無償での通訳派遣、自国語で受けられるカウンセラーの養成。国際センターのトリオフォンのタガログ語の整備やその他の言語の整備が必要である。（３）	○配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある人も含まれます。相談担当者だけでなく職務関係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保など人権に配慮した対応が求められています。 外国籍被害者が、外国人であることを理由に十分な支援を受けられないという事態が生じないように、固有の困難に配慮した支援に努めていきます。 ○現在、（財）名古屋国際センターにおける、外国籍のＤＶ被害者からの相談については、関係機関の紹介や関係機関との電話を介した相談の通訳をフィリピノ語も含め、多言語で行っています。 引き続き、関係機関と連携して、外国籍住民であることを理由に必要な支援が受けられないという事態を生じないよう、支援体制の充実を図っていきます。 ○外国籍のＤＶ被害者には、保護命令申し立てなどの法的支援や緊急保護等に際して、独自の支援が必要です。区役所等に通訳を派遣することを計画に追加し支援の充実を図っていきます。

○高齢者への暴力についても留意されたい。	○区役所や名古屋市高齢者虐待相談センター、各区の地域包括支援センターでは、高齢者虐待に関する相談を受け、支援しています。高齢者であることを理由に十分な支援を受けられないという事態が生じないように、今後も連携に努めていきます。

Ⅴ　基本方向４

「二次的被害を起こさない支援体制づくり」　１２件

１　研修について　（９件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○多くの機関と連携することによって、責任の所在が明確でなくなるのではないかと不安もある。どの団体もきちんと対応できるように研修を重ねてほしい。（３） ○職員研修は、二次的被害の防止のために不可欠である。階層別・職種別な多様な研修を、具体的な回数の設定も盛り込んでほしい。（２）	○二次的被害を防止するために、基本計画策定にあたって実施した「配偶者からの暴力被害者支援充実に向けた関係部署・機関の連携及び研修に関する実状調査」結果等を参考にして、市関係部署における管理職研修及び職員研修、直接的支援担当者向け研修の充実を図っていきます。
○相談員等へのスーパーヴィジョンなど心理的支援体制を明記してほしい。	○相談担当者の心理的支援についてもスーパーヴィジョン、研修の充実を図っていきたいと考えています。

○被害者と接する機会の多い民間団体、女性福祉相談員の声を聞いて研修等を行う必要がある。 ○保育園や幼稚園の保育士、病院の医師、看護師、保健センターの保健師、児童館の職員、児童クラブの職員のＤＶ研修が必要である。ＤＶにさらされた子どもの第一発見者として対応マニュアルも必要である。	○区役所の窓口で対応する職員への研修も重要です。本市では、被害者と接する機会の多い職員に対し、研修を行っているほか、適宜職員への周知を行っています。職員がＤＶ等の被害者保護の重要性を認識し、職務に当たるよう今後もこうした研修を充実させていきたいと考えています。 ○子どもと接する機会の多い関係者に対してのＤＶ問題の周知を図っていきます。また、教職員に対する研修においても、ＤＶ防止を研修内容に含めて実施します。
○民生委員・児童委員、人権擁護委員、医療関係者等を対象としたＤＶ研修の実施を明記してほしい。	○ＤＶ被害者もふくめた犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として平成１６年１２月に「犯罪被害者等基本法」が定められました。本市では、犯罪被害者等の支援施策として、窓口での二次的被害を防止するため、被害者等との接する機会の多い、窓口を担当する職員を対象に、被害者等の心情等に関する理解を深めるための研修の充実を図っていきます。

2　支援者の安全について　　（1件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○ＤＶ被害者の安全の確保と同時に、対応する職員の安全も考えたものを作ってほしい。	○被害者の安全を守っていくためには、対応する職員の安全も守られる必要があります。加害者対応マニュアルを作成するなど区役所内の統一的対応を推進し、対応する職員の安全確保に努めていきます。

3　苦情処理について　（2件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○苦情処理については、第三者機関の設定が必要ではないか。 ○苦情をあげやすい仕組みをつくってほしい。	○苦情への対応については、研修の充実を図るなど、二次的被害を起こさない支援体制づくりに努めていく必要があると考えています。申出を受けた苦情については、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、処理結果については可能な限り申立人への説明責任を果たすとともに、必要に応じて職務の改善に反映させます。

Ⅵ　その他の意見　2件

1　その他について　（2件）

市　民　意　見	市　の　考　え　方
○女性福祉相談員の配置は評価するが、行政の責務であるなら正規職員にすべきである。	○ＤＶ相談を含む女性福祉業務に必要な資格と資質を持っている方に女性福祉相談員を委嘱して、ＤＶ被害者支援を行っております。専門的な対応を求められる中、現段階では適切な配置と考えています。
○愛知県ＤＶ被害者自立支援協力員養成講座を修了した人材を活用してほしい。	○ＤＶ被害者支援を目的とする愛知県ＤＶ被害者自立支援協力員養成講座を修了された方につきましては、ＤＶ被害者支援が推進される中でご協力いただく可能性があるのではないかと考えています。

名古屋市子ども青少年局子ども育成部子ども福祉課
電話番号　052－841-0815
ファックス番号　052－841-5821
電子メール　a2517@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp